

(別記様式第9号)

質 疑 応 答 書

業務名 宮城県東部消防指令センター指令システム・デジタル無線整備業務委託

	質 問 事 項	回 答
1	<p>仕様書21頁 第4-1-(1) 「受注者は、既存データのうち、汎用データ形式への出力及び提供が可能なものを、移行の時期、方法等を協議会と協議の上、移行すること。」について</p> <p>既設指令台の各種地図ポイントデータについては、移行先の地図上のシンボルで重複が発生し、職員様でシンボル位置の修正作業が発生しないよう、緯度経度レベルで移行を行う認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、シンボル位置（緯度経度情報）でのデータ移行が不可の場合は、受注者の責任において修正を加え重複を解消する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりですが、協議の上決定することとします。</p>
2	<p>仕様書29頁 第1-1-(2)-オ 「タッチパネルは、自動出動指定装置等が停止した状態においても、次の操作及び動作ができること。</p> <p>(ア) 119番通報受付 (イ) 出動指令 (ウ) 無線送受信 (エ) 録音装置制御 (オ) 車両動態入力 (カ) 加入電話回線によるワンタッチでの医療機関、関係機関等の呼び出し (キ) 加入電話回線、内線等の発着信接続</p> <p>なお、本項で示すタッチパネルの機能は、指令台上に設置された他のタッチ操</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>作機能を有する液晶パネルにもたせることも可とするが、上記バックアップ対策を講じること。」について</p> <p>本仕様は、自動出動指定装置が停止した状態でも指令台上にて実施できる必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	
3	<p>仕様書31頁 (ス)</p> <p>「119番通報は、他の台でヘッドセット及び必要に応じスピーカによりモニタができること。また、モニタから三者通話又は割込通話ができること。」について</p> <p>ヘッドセット使用時にモニタ操作を行った場合、スピーカのミュート等の操作を行うことなく、ヘッドセットのみに音声聞こえるようにする必要がありという認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
4	<p>仕様書31頁 (ツ)</p> <p>「119番通報が一定時間経過しても受付できない通報に対して、自動的に「ただいま119番通報が混み合っております。そのまま切らずにお待ち下さい」等のメッセージ送出することができ、指令台が空き次第受付できること。」について</p> <p>通報受付中の指令員様が送出操作する手間の削減、送出操作中の聴取漏れの防止、メッセージの送出漏れを防ぐため、メッセージはシステムで自動送出される必要がある認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
5	<p>仕様書38頁 シ-(イ)</p> <p>「通話中の指令台に対して、他の複数の指令台等が同時に通話モニタできるこ</p>	割込通話については、①の機能を有していれば問題ありません。

	<p>と。また、通話モニタはヘッドセット及び必要に応じてスピーカで行えること。なお、通話モニタ中に必要に応じて割込通話ができること。」について</p> <p>割込通話について、①通報者と受付中指令台、モニタ中指令台の3者通話、および②受付中指令台とモニタ中指令台の2者通話（通報者の音声は聞こえるが、指令台間の音声は通報者には聞こえない）の2通りの割込通話が行える必要がある認識でよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>仕様書40頁 2-(2)-ウ</p> <p>「通報受付から事案確定まで次の操作を促す操作フローを表示できること。また、操作フローに操作ごとの現在の状態を色分け表示できること。」について</p> <p>「操作ごととの色分け」について、その画面の入力項目への登録が完了しているか、未完了か、注意事項があるかの区別がつくように色分けして表示するという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
7	<p>仕様書43頁 エ-(オ)</p> <p>「1つの目標物に対して複数の名称で検索ができること。」について</p> <p>これは1つの目標物の正式名称とは別に通称名などでの検索ができることとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
8	<p>仕様書58頁 (4)-ア-(イ)</p> <p>「キーワードを複数入力することにより、住所及び目標物の中から、複合条件により一致する結果を逐次一覧表示できること。また、キーワードはスペース区切りで入力できること。」について</p>	<p>仕様書のとおりとします。</p> <p>なお、P29 第4章 指令システム各装置別仕様に記載のとおり、同等以上の機能が実現可能であれば協議会の承諾をもって可とします。</p>

	住所と目標物の分類を指定して検索できることでお認めいただけませんか。	
9	仕様書61頁 (9)-イ 「表示される届出情報は、データメンテナンス装置、災害事案共有システム等で登録ができること。」について 署等から登録できる必要があるため災害事案共有システムや指令情報出力装置等、署に設置される装置でメンテナンスできる必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	仕様書69頁 6-(5)-オ 「録音再生チャンネルは、24チャンネル以上を収容できる筐体とし、複数台を同時稼働する構造とすること。」について 複数台を同時稼働とは、複数の指令台の録音を同時並行で行えることの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	仕様書91頁 イ-(ア) 「車両の車速センサとジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能、GPS衛星、準天頂衛星等からの電波により自車位置、進行方向等を検出できること。」について 準天頂衛星による高精度な(サブメータ級測位)自車位置情報の検出が必要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	仕様書99頁 (3)-カ 「車両のバッテリーから本体を取り外した時に現在時刻が保持できるよう、内蔵電池を有していること。」について 車両更新等での車両運用端末装置の乗	ご理解のとおりです。

	せ換え時を想定されているとの解釈でよろしいでしょうか。	
13	仕様書108頁 第13-2-(4)-ウ、エ、オ記載されているネットワーク監視機能は、監視機能の利便性を考慮してシステム監視装置にて実現する必要がございますでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書114頁 第19 避雷設備のクラス分類は「クラスⅡ」でよろしいでしょうか。	可とします。
15	仕様書164頁 (1)-表中 自営通信網接続通信(有無線接続)について 「移動局から」が○となっておりますが、本機能は、指令台で手動にて有無線接続する機能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	仕様書164頁 (1)-表中 PSTN接続通信(有無線接続)について 「移動局から」が○となっておりますが、本機能は、指令台で手動にて有無線接続する機能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	仕様書165頁 (1)-表中 県庁接続通信(有無線接続)について 「移動局から」が○となっておりますが、本機能は、指令台で手動にて有無線接続する機能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	仕様書165頁 (2)-表中 緊急信号の表示、発信規制機能の活動波/主運用波/統制波の指令/移動局(全て○)について	当該機能は、実装いたしません。

	<p>本機能は、外部等の緊急信号受信によって動作しますが、本仕様書では外部連携（緊急信号受信）の記載がないことから使用しないとお見受けします。実装しないことでよろしいでしょうか。</p>	
19	<p>仕様書167頁 第1-1-(1)-エ 「無線回線制御装置で受信した最新の各移動局情報（使用基地局、使用チャンネル）を管理する機能を有すること。」について</p> <p>指令台から履歴発信や個別音声通信を行う際に、移動局の呼出時間を短縮するために、本機能で管理される移動局ごとの情報（使用基地局、使用チャンネル）を参照して対象局を呼び出す必要がある認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
20	<p>仕様書182頁 第10-1-(2) 「本装置は、19インチラックに実装可能な構造とし、電源部への給電を二重化すること。また、給電は別系統からの給電に分けること。」について</p> <p>電源のみの二重化ではなく、装置自体を二重化することでもよろしいでしょうか。</p>	装置自体の二重化により電源が二重化されるのであれば可とします。
21	<p>仕様書209頁 第2-1-(3) 一次側（高圧受変電設備）から二次側（分電盤）の構築作業（二次側に電力量計3個を付けることを含む）について</p> <p>電力量計3個は、直流電源装置用、無停電電源装置用、一般電灯用の3系統との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
22	<p>仕様書210頁 5-(3) 「仮設及び移設に必要な費用は、受注者が負担すること。」について移設対象を</p>	女川原子力発電所ホットライン（専用電話機及びファックス）を移設対象と想定しておりますが、協議の上決定す

	教えていただけませんか？	ることとします。
23	P.19 第1章 第3節 9項 「9 既設指令システム・・・移行すること」と記載がございますが、事案及び地図データの移行は対応できませんが、お認めいただけますでしょうか。	互換性を考慮の上、可能な範囲で移行することとしております。
24	P.21 第1章 第4節 1項 (1) 「(1) 受注者は既存データのうち…移行すること」と記載がございますが、事案及び地図データの移行は対応できませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項23の回答のとおりです。
25	P.23 第3章 第1節 1項 1 (1 1) 「ア 署所端末装置 蓄電池内蔵型」は、特定メーカ仕様となります。弊社では、外部接続型の電源（署所端末装置専用直流電源装置）での蓄電池供給となりますが、お認めいただけますでしょうか。	P.73 第4章 第1節 11項 (3) アに記載のとおり、停電時100%負荷で3時間以上の保障が可能であれば可とします。
26	P.31 第4章 第1節 1項 (4) ア (コ) 「(コ) 切断は、タッチパネル・・・集計処理できること」は、特定メーカ仕様となります。弊社では、通話切断の統計処理機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
27	P.33 第4章 第1節 1項 (4) ウ (エ) 「(エ) ワンタッチダイヤル・・・登録できること」は、特定メーカ仕様となります。弊社では、グループ設定が行えず最大40箇所までの登録となりますが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
28	P.40 第4章 第1節 2項 (2) エ 「エ 共通受付・・・操作が行えること」は、特定メーカ仕様となります。弊社では、通話切断の統計処理機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
29	P.41 第4章 第1節 2項 (2) ス	質問事項8の回答のとおりです。

	<p>「ス 119番通報受信時・・・設定もできること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、手動での該当本部設定機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>なお、本業務は共同運用化を前提としております。</p>
30	<p>P.41 第4章 第1節 2項 (2) セ 「セ 119番通報受信時・・・表示ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>質問事項8の回答のとおりです。</p>
31	<p>P.41 第4章 第1節 2項 (3) ウ 「ウ 災害種別及び、・・・判別できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、災害種別及び災害区分に応じて予め設定された情報を支援情報表示装置に表示させることは可能ですが、アイコンでの表示機能は有していません。お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>視覚的に判別できれば可とします。</p>
32	<p>P.41 第4章 第1節 2項 (3) オ 「オ 災害種別ごと・・・指令ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、予告指令のタイミングは災害区分単位での機能となりますが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>災害区分の決定に連動している場合は可とします。</p>
33	<p>P.42 第4章 第1節 2項 (3) カ 「カ 入力された・・・決定できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、事故種別の設定機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>質問事項8の回答のとおりです。</p>
34	<p>P.42 第4章 第1節 2項 (4) ア(ア) b 「b 目標物 名称、別名、フリガナ、電話番号」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、目標物における別名検索機能は有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>質問事項8の回答のとおりです。</p>

35	<p>P.42 第4章 第1節 2項 (4) ア(エ) a</p> <p>「a 混在表示・・・表示ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、名称の右側に表示が可能となりますが、お認めいただけますでしょうか。</p>	可とします。
36	<p>P.42 第4章 第1節 2項 (4) イ(ウ)</p> <p>「(ウ) 携帯電話・・・検索ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、携帯電話からの通報時における住所、目標物等に対する絞込み検索機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
37	<p>P.43 第4章 第1節 2項 (4) ウ(ウ)</p> <p>「(ウ) 決定した住所・・・選択できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、アラーム表示機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
38	<p>P.43 第4章 第1節 2項 (4) ウ(オ)</p> <p>「(オ) 入力された番地・・・表示ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、アラーム表示機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
39	<p>P.43 第4章 第1節 2項 (4) エ(オ)</p> <p>「(オ) 1つの目標物・・・検索ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんがお認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
40	<p>P.43 第4章 第1節 2項 (4) キ</p> <p>「キ 高速道路のIC・・・利用できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能は有していませんが、高速道路図や路線図のデータ取込みを行い、経度緯度情報をリンクすることで各図面から視覚的に災害住所の決定は可能</p>	可とします。

	です。お認めいただけますでしょうか。	
41	P. 43 第4章 第1節 2項 (4) ク 「ク 応援協定市町村・・・強調表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、強調表示の機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
42	P. 44 第4章 第1節 2項 (4) コ(ウ) 「(ウ) 受付履歴・・・表示が行えること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、誤操作防止のため受付履歴からのデータ引継ぎ機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
43	P. 44 第4章 第1節 2項 (4) シ(オ) 「(オ) 住所マスタ・・・地図位置を特定できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
44	P. 45 第4章 第1節 2項 (4) ス(オ, カ) 「(オ) 転送先消防本部(電話番号)」及び「(カ) ドクターヘリ要請地域」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
45	P. 45 第4章 第1節 2項 (5) アイウ 「ア 2段階の同報判定処理」、「イ 災害種別はグループ登録もできること」、「ウ 強調表示」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
46	P. 45 第4章 第1節 2項 (6) 「(6) 複数の地図頁が重なった地域・・・送信できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有してお	質問事項8の回答のとおりです。

	りませんが、お認めいただけますでしょうか。	
47	P.45 第4章 第1節 2項 (7) ア(エ) c 「c 災害地点・・・直近計算を行えること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、川や線路等の通行不能エリアを考慮した直近計算は行えませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
48	P.46 第4章 第1節 2項 (7) ア(オ～ク) 「オ 車種指定による計画・・・」、「カ 高速道路等における・・・」、「キ 車両状況により・・・」、「ク 管轄外の災害・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
49	P.47 第4章 第1節 2項 (7) コ 「(ア) 各本部において・・・」及び「(イ) 各本部の強化宣言・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、出動強化宣言は1段階のみとなり本部単位での出動強化宣言機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
50	P.47 第4章 第1節 2項 (7) サ 「(ア) 車両欠隊時・・・」、「(イ) 自動選別・・・」、「(ウ) 災害地点を管轄・・・」、「(エ) 災害地点を管轄・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
51	P.48 第4章 第1節 2項 (8) エ 「エ 予告指令・・・取消ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
52	P.48 第4章 第1節 2項 (9) イ,ウ	質問事項8の回答のとおりです。

	「イ 出動指令を送出先・・・」、「ウ 出動指令送出時・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	
53	P.48 第4章 第1節 2項 (9) カ、キ 「カ 指令文言は・・・」及び「キ 各装置と連動し・・・((ア)～(ク))」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。 自動出動指定装置の出動指令操作と連動し、署所への出動指令書と車両運用端末装置等への指令情報の送出手は、重要機能としております。
54	P.48 第4章 第1節 2項 (9) コ 「コ 共同運用構成・・・送出できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項29の回答のとおりです。
55	P.48 第4章 第1節 2項 (9) サ 「サ 事案確定時・・・生成できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、救急事案番号機能は有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
56	P.49 第4章 第1節 2項 (9) ス 「ス 音声合成・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
57	P.49 第4章 第1節 2項 (9) セ 「セ 指令後又は・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、地図等検索装置ではなく自動出動指定装置でのプレビュー表示となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
58	P.49 第4章 第1節 2項 (10) オ 「(ア) 出動車両活動状況」及び「(イ) 事故種別」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。

59	P.50 第4章 第1節 2項 (10)カ 「カ 災害事案・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、救急活動画面の機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
60	P.50 第4章 第1節 2項 (10)シ、ス 「シ 確定済みの事案・・・」及び「ス 事案が応援・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、応援事案を作成する機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項29の回答のとおりです。
61	P.50 第4章 第1節 2項 (10)セ 「セ 出動車両が・・・引き渡しもできること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、活動中任意のタイミングではなく事案終了時のみの引き渡しとなりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
62	P.50 第4章 第1節 2項 (10)ソ 「ソ 事案終了時に・・・印刷もできること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、頁指定による印刷機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
63	P.51 第4章 第1節 2項 (10)タ(オ) 「(オ) 事案一覧にて・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、表示順の並び替え機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
64	P.51 第4章 第1節 2項 (10)タ(カ) 「(カ) 保留事案は・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認	質問事項29の回答のとおりです。

	めいただけますでしょうか。	
65	P.51 第4章 第1節 2項 (11) コ 「コ 地図用ディスプレイに・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
66	P.51 第4章 第1節 2項 (11) サ 「サ 出動中の任意車両・・・表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、履歴の表示機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
67	P.52 第4章 第1節 2項 (12) エ、オ 「エ 出動車両運用管理装置・・・」及び「オ 車両出動時に・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、本部外の車両を見分けが付くように表示する機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項29の回答のとおりです。
68	P.52 第4章 第1節 2項 (12) カ 「カ 車両の運用管理・・・管理ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、兼務グループの設定機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
69	P.52 第4章 第1節 2項 (13) ク 「ク 移動待機の車両・・・待機指令ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
70	P.54 第4章 第1節 2項 (14) ウ 「ウ 多目的情報・・・選択ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、映像切替器若しくは指令台での映像選択となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。

71	P.54 第4章 第1節 2項 (15) イ 「イ 回線種別・・・作成ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、回線切断時のカウントは行えず事案終了時のカウントとなりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
72	P.55 第4章 第1節 2項 (15) ウ 「ウ 119番通報時・・・作成ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
73	P.55 第4章 第1節 2項 (15) エ 「エ 上記の統計情報は・・・表示ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
74	P.55 第4章 第1節 2項 (15) オ 「オ 事案の受持本部・・・作成ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、応援出動単位での統計機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項29の回答のとおりです。
75	P.55 第4章 第1節 2項 (16) イ 「イ 指令試験モード・・・判別ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、119受付からではなく119受付後からの試験となりますが、お認めいただけますでしょうか。	受付とは、119受付ではなく事案作成からとなります。
76	P.55 第4章 第1節 2項 (19) ア、イ 「ア 自動出動指定装置・・・」及び「イ 保守メンテナンス・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
77	P.56 第4章 第1節 2項 (20) ア～ウ	質問事項8の回答のとおりです。

	「ア 各ディスプレイの操作時・・・」、 「イ 各ディスプレイ装置・・・」、「ウ 各 ディスプレイにて・・・」は、特定メー カ仕様となります。弊社では、同機能を 有していませんが、お認めいただけます でしょうか。	
78	P.56 第4章 第1節 2項 (21) ウ (エ) c 補助記憶装置に関し、全国で多数の稼働 実績を有するHDDでも、お認めいただけ ますでしょうか。	仕様書のとおりとします。
79	P.57 第4章 第1節 3項 (2) カ 「カ 地図帳と同様・・・非表示もできる こと」は、特定メーカ仕様となります。 弊社では、地図帳分冊ごとの表示・非常 時機能を有していませんが、お認めい ただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
80	P.58 第4章 第1節 3項 (4) ア(ウ) 「(ウ) 検索結果の・・・表示できること」 は、特定メーカ仕様となります。弊社で は、インデックスでの表示機能を有して いませんが、お認めいただけますでし ょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
81	P.58 第4章 第1節 3項 (4) イ(イ) 「(イ) 番地、号・・・対応できること」 は、特定メーカ仕様となります。弊社で は、数値以外の入力に対応する機能を有 していませんが、お認めいただけます でしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
82	P.59 第4章 第1節 3項 (4) キ(カ) 「(カ) 検索結果の・・・表示できること」 は、特定メーカ仕様となります。弊社で は、インデックスでの表示機能を有して いませんが、お認めいただけますでし ょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
83	P.60 第4章 第1節 3項 (5) ア(イ) 「(イ) 自動出動指定装置・・・強調表示	質問事項8の回答のとおりです。

	<p>できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、強調表示の機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	
84	<p>P.60 第4章 第1節 3項 (5)イ(イ) 「(イ) 地図上で指定した・・・マーク表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
85	<p>P.60 第4章 第1節 3項 (5)ウ 「ウ 災害地点付近の・・・色分け表示ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
86	<p>P.60 第4章 第1節 3項 (6)ア,イ 「ア 自動出動指定装置・・・」、「イ 地図上での・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
87	<p>P.61 第4章 第1節 3項 (7)イ 「イ 自動出動指定装置・・・」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
88	<p>P.63 第4章 第1節 3項 (12)イ 「イ ワイド表示機能((ア)～(オ))」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、ワイド表示機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
89	<p>P.63 第4章 第1節 3項 (13) 「縮退運用機能(ア～ス)」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項29の回答のとおりです。

90	P.63 第4章 第1節 3項 (14) イ 「イ 道路地図・・・(株)ゼンリン製又は昭和文社制相当」と記載がございますが、全国で多数の納入実績を有する「住友電工製」での納入でも、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
91	P.65 第4章 第1節 4項 (3) 「(3) 表示盤の・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、別装置での同操作となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
92	P.65 第4章 第1節 4項 (5) ア, イ 弊社では、地図等検索装置にてルート表示機能を有しておりますが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
93	P.66 第4章 第1節 5項 (2) 弊社では、支援情報表示装置とは別の専用タブレットでの機能提供となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
94	P.66 第4章 第1節 5項 (2) キ 「キ 運用モード・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、自動出動指定装置とは別の専用タブレットでの機能提供となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
95	P.66 第4章 第1節 5項 (2) シ 「シ 手書き情報・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
96	P.66 第4章 第1節 5項 (3) ア 「ア 手書きメモ画面・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、手書きメモ画面からの切替操作は行えず自動出動指定装置のメモ機能での入力機能となりますが、お認めいただけますでしょうか。	可とします。

97	<p>P.67 第4章 第1節 5項 (4) ア</p> <p>「ア 119番通報を・・・切替表示できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、手書きメモ機能は主席からの入力のための機能となりますが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
98	<p>P.70 第4章 第1節 8項 (3)</p> <p>「時分割スイッチ」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、IP制御交換方式を採用しており同スイッチを有しておりませんが主要回路は二重化構造となっておりますので、お認めいただけますでしょうか。</p>	構造の差異のみであれば可とします。
99	<p>P.75 第4章 第1節 13項 (2) ア (ク)</p> <p>「(ク) 車両に紐づく・・・転送ができること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、一括修正の機能を有しておりませんが、お認めいただけますでしょうか。</p>	機能を有していれば可とします。
100	<p>P.78 第4章 第3節 1項 (2) イ</p> <p>「イ 1画面で最大・・・できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、1画面で最大60車両の表示となりますが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項29の回答のとおりです。
101	<p>P.97 第4章 第8節 2項 (2) シ(ク)</p> <p>「(ク) 地図画面上の・・・受信すること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、要援護者情報は端末に事前に取り込みをしており、必要に応じて手書きメモ機能や車両メッセージ機能での情報提供となりますが、お認めいただけますでしょうか。</p>	質問事項8の回答のとおりです。
102	<p>P.98 第4章 第8節 2項 (2) ソ</p> <p>「ソ 渋滞情報表示機能」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、VICS情報の受信機能を有しておらず届出情報や規</p>	質問事項8の回答のとおりです。

	制情報としての表示機能となりますが、お認めいただけますでしょうか。	
103	P.99 第4章 第8節 2項 (3) ソ(エ) 「(エ) 起動時間 15秒以内 (エンジン始動からの起動時間)」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、エンジン始動から15秒以内の始動には対応していませんが、自動起動機能により乗車時には車両運用端末装置が起動しております。お認めいただけますでしょうか。	影響のない起動時間であれば可とします。
104	P116 第4章 第21節 3項 (1) キ 「キ 運用上使用しない項目・・・入力不可とすること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
105	P116 第4章 第21節 3項 (2) エ 「エ 一定時間操作・・・ログアウトすること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
106	P116 第4章 第21節 3項 (3) カ 「カ 業務の画面保留が可能であること」と記載がございますが、入力途中で一時終了した場合に入力データが保管されていれば、お認めいただけますでしょうか。	可とします。
107	P116 第4章 第21節 3項 (4) ア 「ア 入力データに不備・・・確認できること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。
108	P118 第4章 第21節 3項 (14) 「14 本部内で・・・可能であること」は、特定メーカー仕様となります。弊社では、同機能を有していませんが、お認めいただけますでしょうか。	質問事項8の回答のとおりです。